資料６

変わりゆく日本の社会・経済と今回の公的年金制度改正

―社会・経済的背景と議論のポイント―

日本年金機構　全国年金委員研修
令和８年１月２０日（火）
大妻女子大学短期大学部
玉　木　伸　介

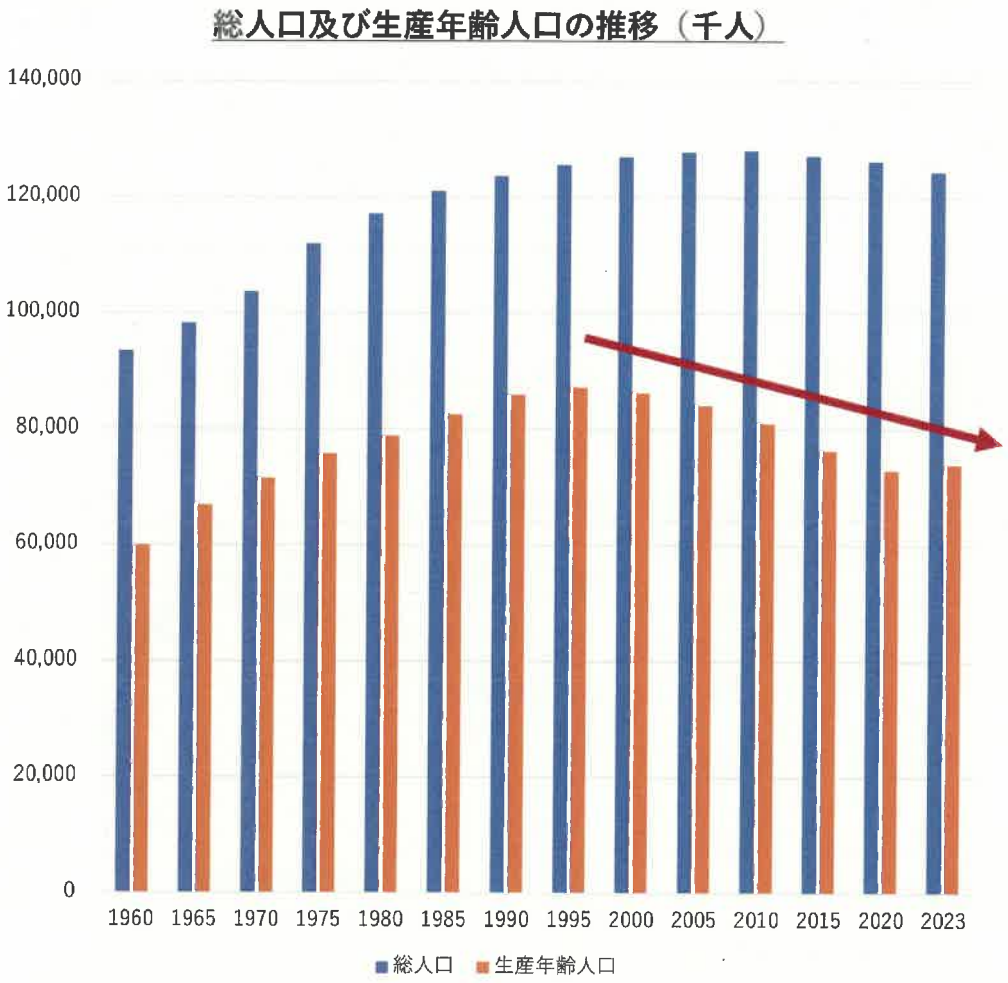
変わりゆく日本の社会

・生産年齢人口及び総人口の減少傾向

・出生の減少、外国人の流入増加

・高齢者及び女性の就業増加

・本格的な労働力稀少社会の到来

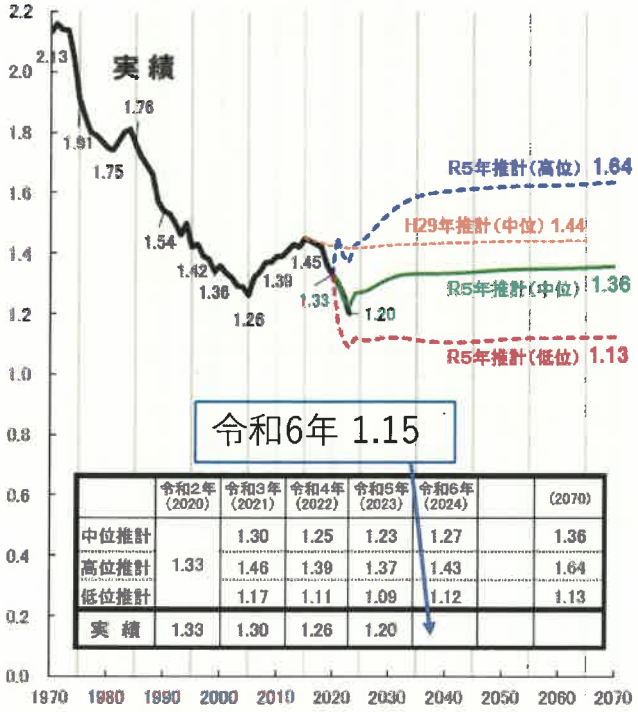


＜生産年齢人口＞

1995年：87,165千人
2023年：73,952千人

⇒13,213千人減（年平均472千人減）

合計特殊出生率

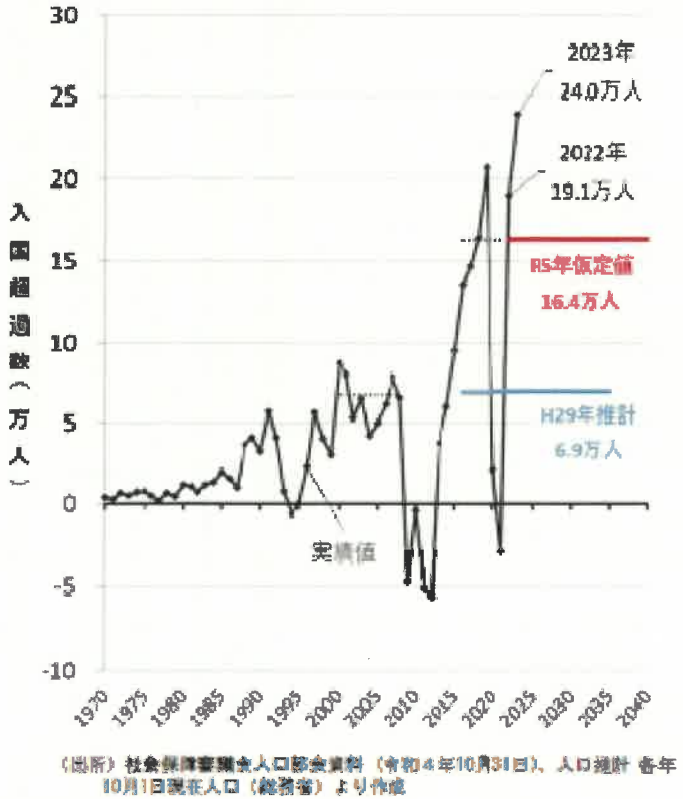


	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)		(2070)
中位推計	1.33	1.30	1.25	1.23	1.27		1.36
高位推計		1.46	1.39	1.37	1.43		1.64
低位推計		1.17	1.11	1.09	1.12		1.13
実 績	1.33	1.30	1.26	1.20			

出所 ： 実績は厚生労働省「人口動態統計」、仮定値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

※ 前回推計(H29推計)の2065年の合計特殊出生率は、高位1.65、低位1.25。

外国人の入国超過数



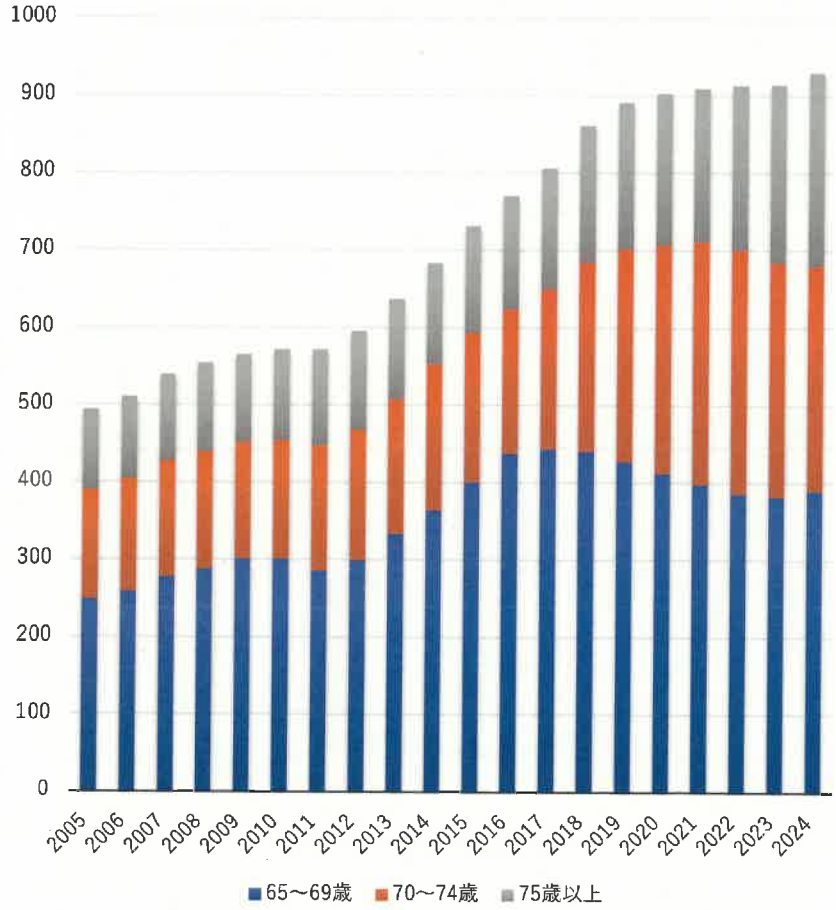
（出所）社会保障審議会人口部会資料（令和4年10月31日）、人口推計 各年10月1日現在人口（総務省）より作成

・近年、合計特殊出生率は、中位推計を下回っている。

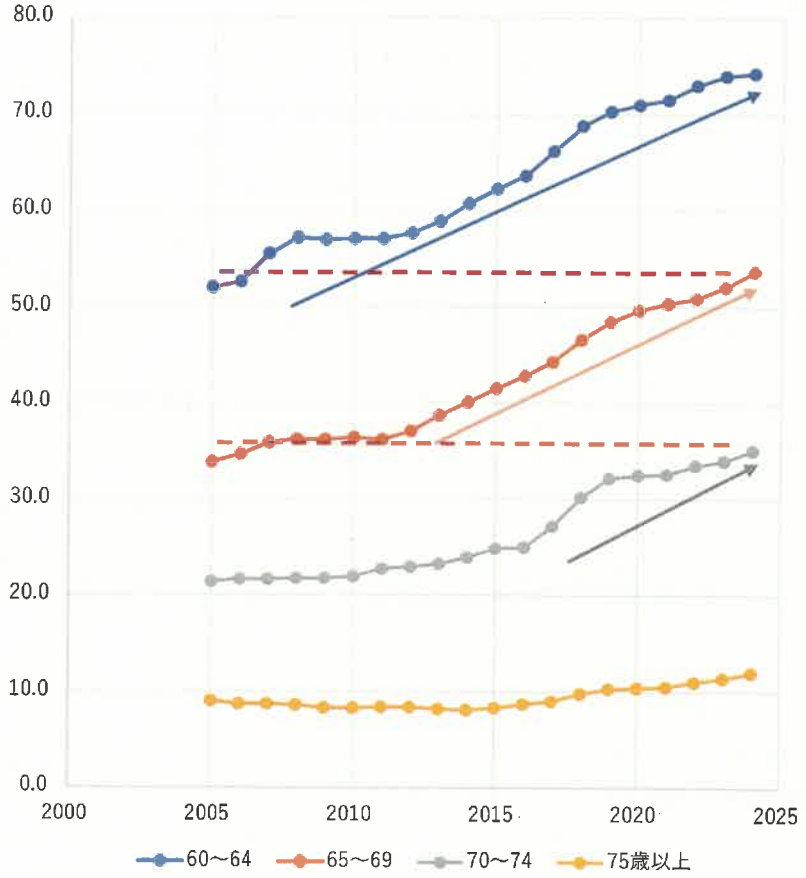
・他方、外国人の入国超過数は、経済前提の数値を大きく上回って推移している。

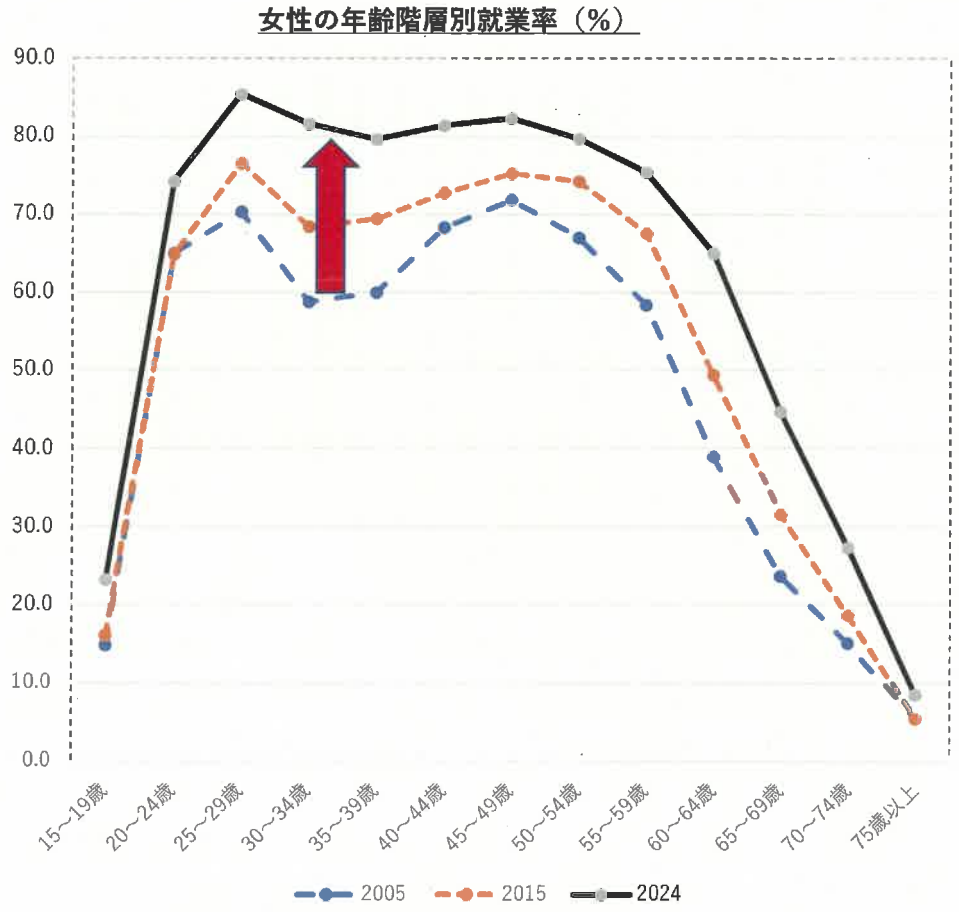
第16回社会保障審議会年金部会 2024年7月3日	資料2－1

65歳以上の年齢別就業者数（万人）



年齢階層別就業率（%）





・30代女性の就業率は、20年弱の間に約20%ポイント上昇。これはまさに劇的な変化。

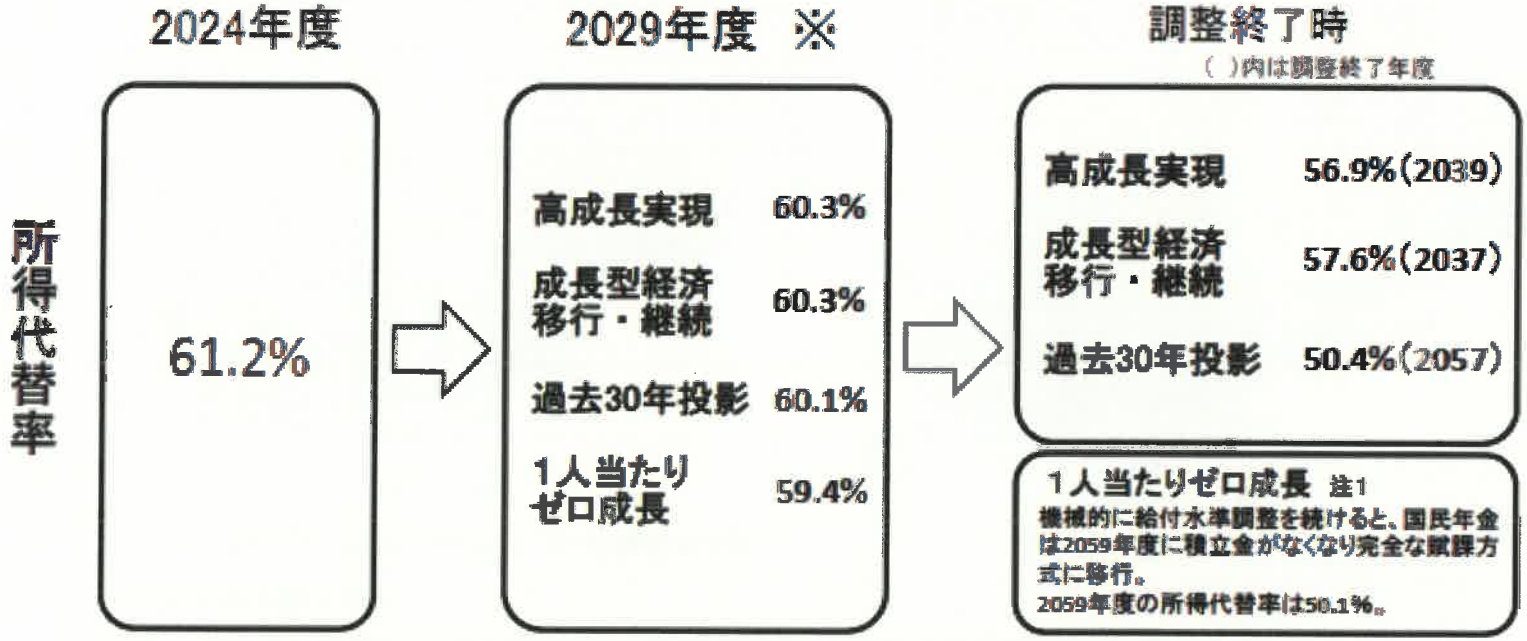
・女性が「家庭に入る」はもはや死語。

・男性が「一家の大黒柱」は半ば死語。

・女性も、60代の就業率はほぼ5割。

令和6（2024）年財政検証結果の概略

－ 5年後（2029年度）及び調整終了後の所得代替率 －



※ 平成16年改正法附則第2条において、「次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」こととされているが、5年後の2029年度の所得代替率の見通しは60.3%～59.4%となっている。

注1： 1人当たりゼロ成長ケースにおいて、完全な賦課方式に移行後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率37%～33%程度。
注2： 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

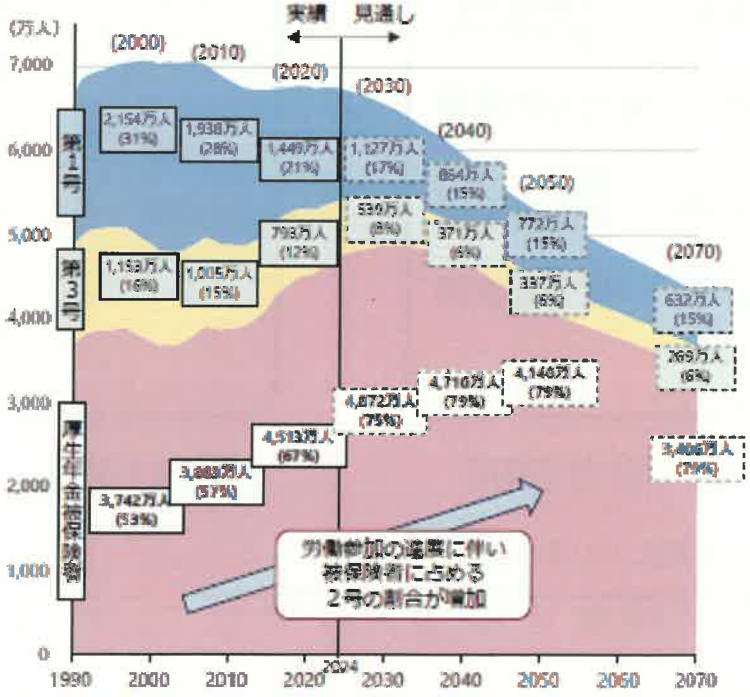
第148回社会保障審議会年金部会
2024年7月3日
資料2－1

公的年金制度の「若返り」（1）

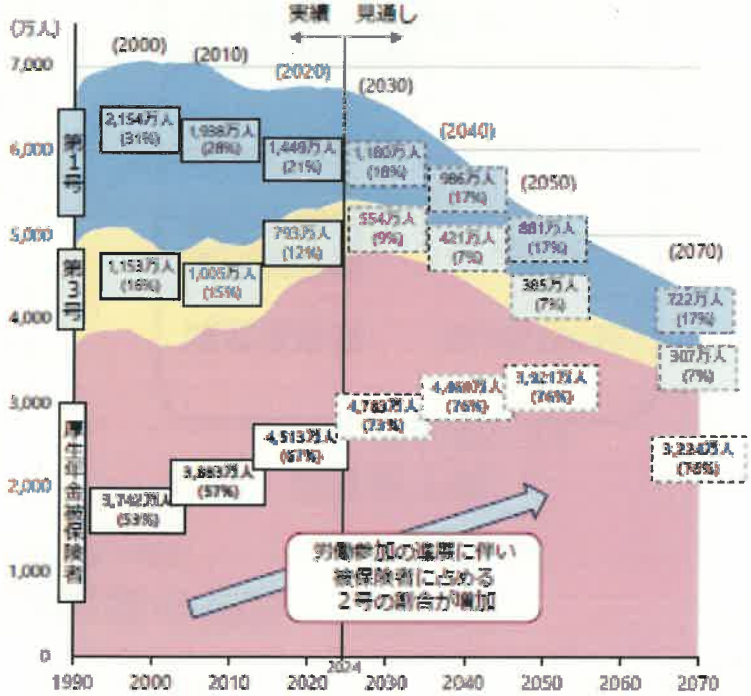
被保険者数の実績と見通し（令和6（2024）年財政検証）

○ 公的年金被保険者に占める厚生年金被保険者の割合は、過去上昇してきており、将来も上昇する見通し。
○ このため、今後受給者となる世代の65歳到達時点の厚生年金期間の平均は延伸が見込まれ、平均年金額の上昇要因となる。

成長型経済移行・継続ケース（労働参加進展）



過去30年投影ケース（労働参加漸進）



（注）人数は年度間平均。ただし、実績は年度末値。

第16回社会保障審議会年金部会
2024年7月3日
資料2－1

公的年金制度の「若返り」（2）

年金額の将来見通し（令和6(2024)年財政検証　年金額分布推計）

成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率（対物価）1．5%）

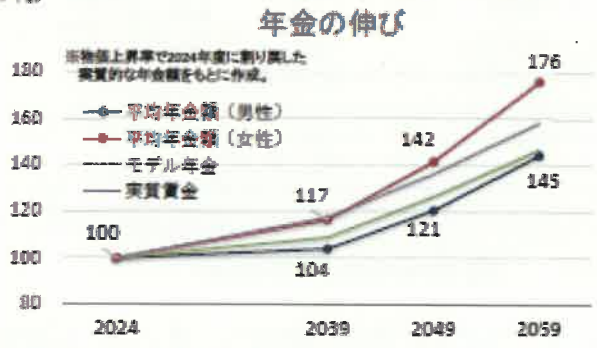
○ 年金額（物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額）は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が高いことからマクロ経済スライド調整期間においてもモデル年金、平均年金額は物価の伸びを上回って上昇し、低年金も減少していく見通し。

平均年金額【1人分】（65歳）

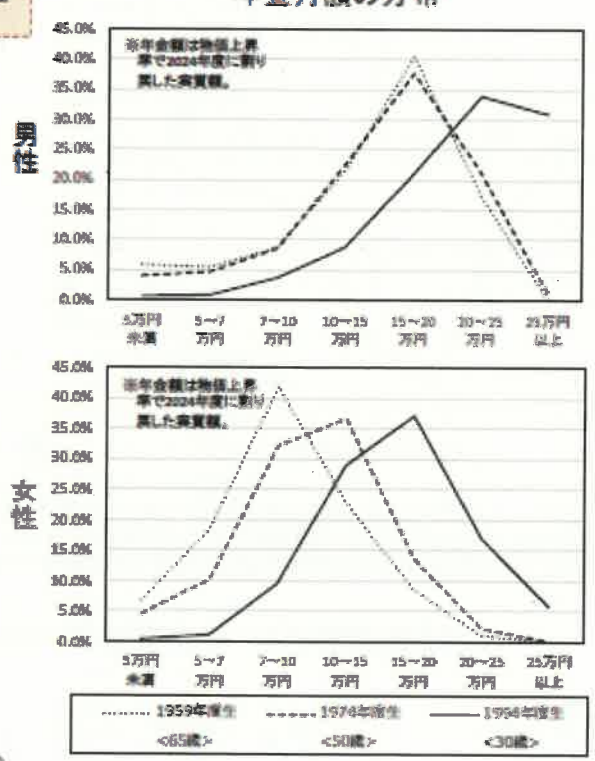
労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸を反映



年金の伸び



年金月額の分布



※1 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、人国相当数16.4万人）。
※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

公的年金制度の「若返り」（3）

年金額の将来見通し（令和6(2024)年財政検証　年金額分布推計）

過去30年投影ケース(実質賃金上昇率(対物価)0.5%)

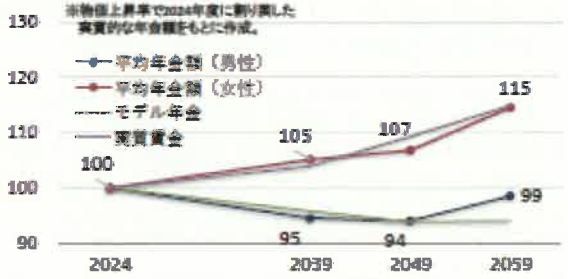
○ 年金額(物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額)は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。過去30年投影ケースでは、マクロ経済スライド調整期間におけるモデル年金(特に基礎年金)は物価の伸びを下回るものの、女性の平均年金額は、労働参加の進展に伴う厚生年金の加入期間の延長により物価の伸びを上回って上昇し、概ね賃金と同等の伸びとなる見通し。低年金も減少していく見通し。

平均年金額【1人分】（65歳）

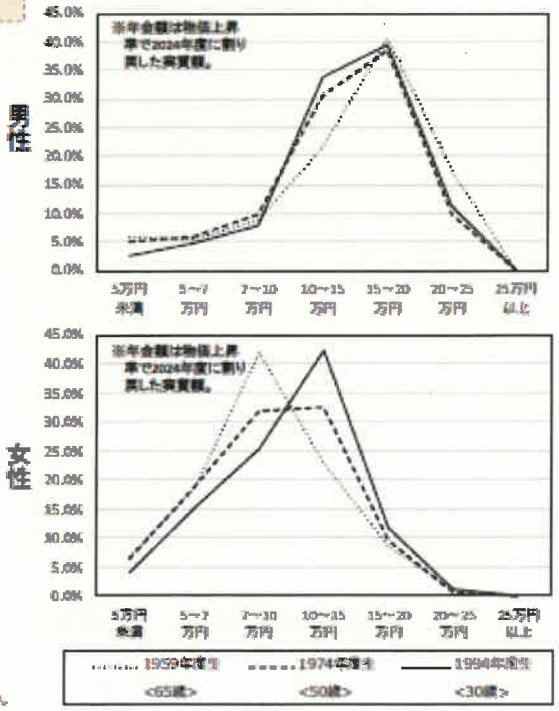
労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸を反映



年金の伸び



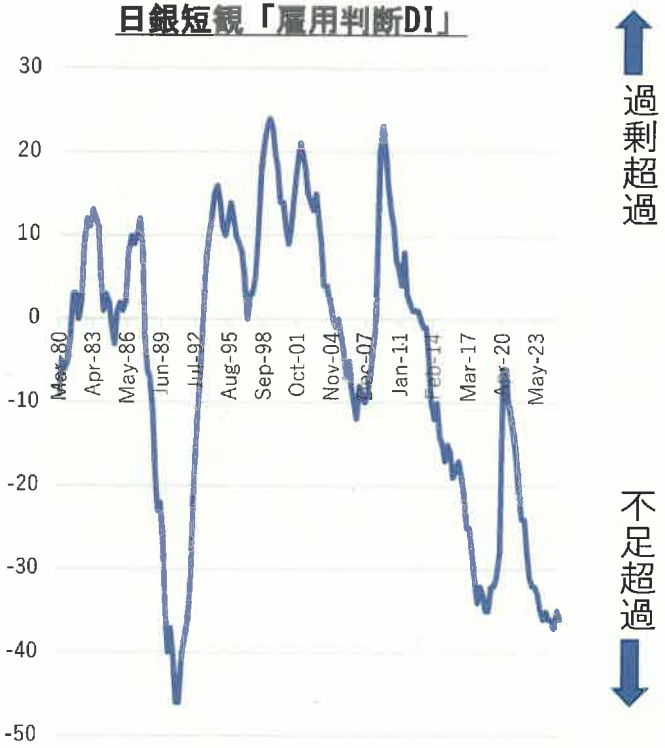
年金月額の分布

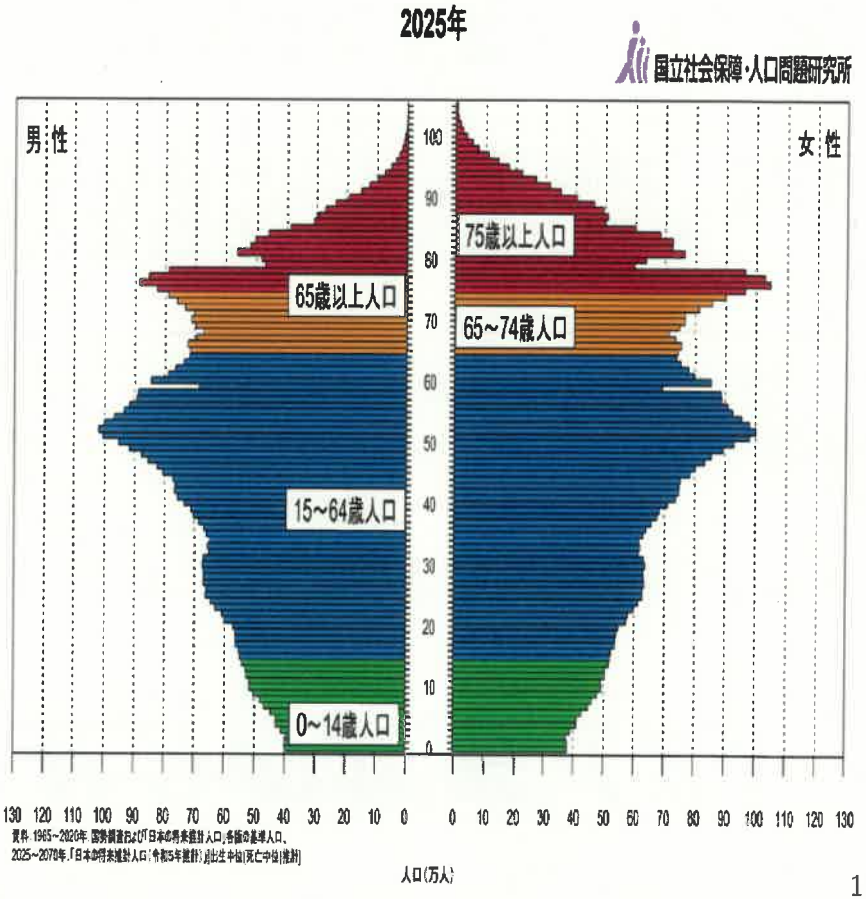


※1 結果における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。
※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

第16回社会保障審議会年金部会 2024年7月3日 | 資料2－1

本格的な労働力稀少社会の到来（１）





本格的な労働力稀少社会の到来（2）

- **今や、バブル期並みの人手不足。**しかし、経済実態はバブルとは程遠い。
- つい数年前まで、ベビーブーマーと同ジュニアの両方が労働市場にいて、かつ、女性の就業が進行。一時的に労働供給が潤沢。
- **1990年代以降の「採用は選り取り見取り」の環境に安住**し、「働いてもらえる職場」にする努力を怠ってきた企業は、淘汰される傾向。
- すでに最低賃金は、ここ数年、5～6%程度の上昇と、インフレ率を超えている。初任給の引き上げの動きも広範化。
- 若者の心理にどのような影響が及ぶのか、要注目。

（参考）被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数

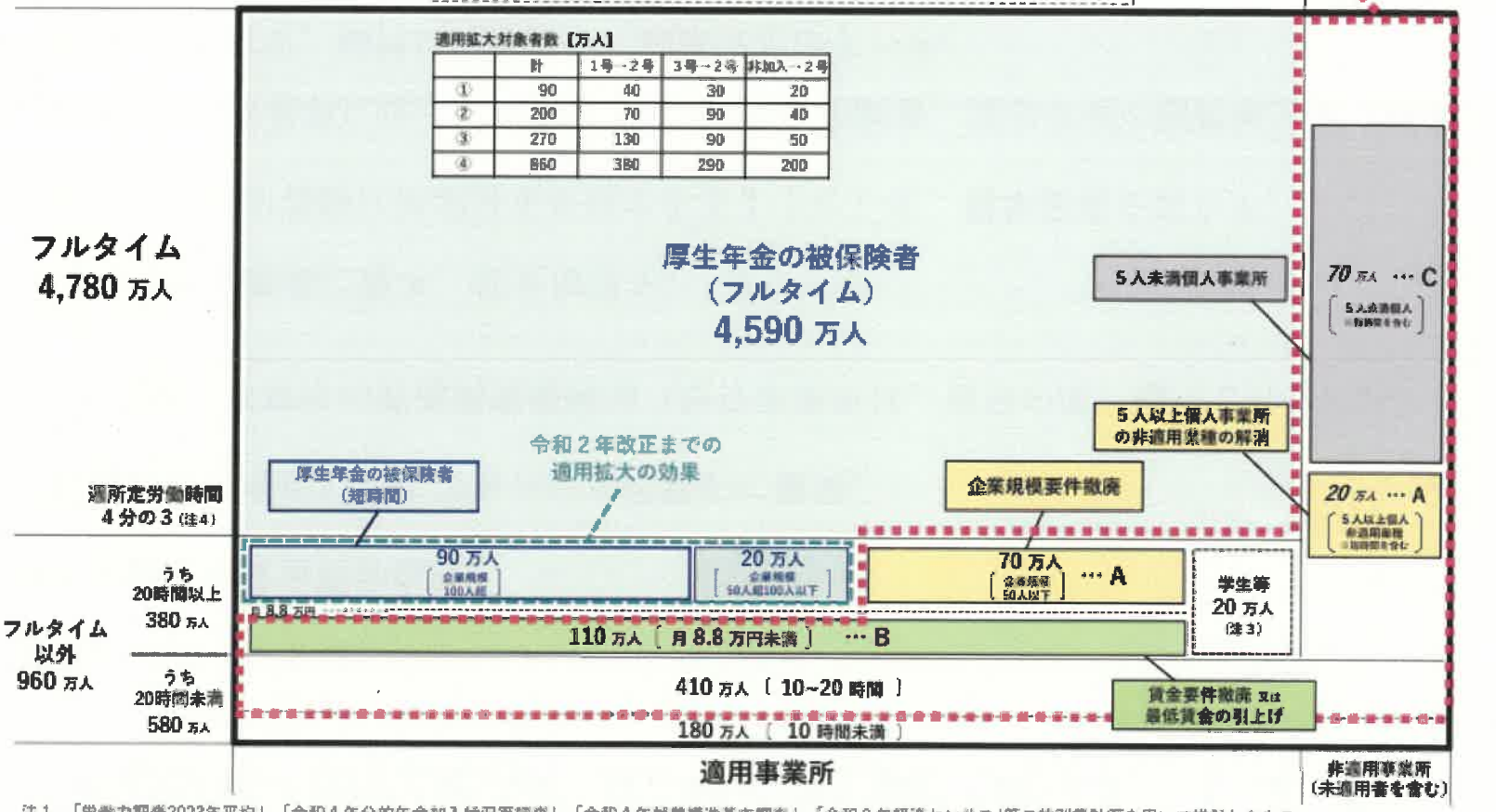
第16回社会保障審議会年金部会
2024年７月３日

資料１

① 90 万人 ・・・ 企業規模要件撤廃＋非適用業種の解消（A）
② 200 万人 ・・・ ①＋賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ（A＋B）
③ 270 万人 ・・・ ②＋５人未満個人事業所（A＋B＋C）
④ 860 万人 ・・・ 週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大（D）

適用拡大対象者数【万人】

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
①	90	40	30	20
②	200	70	90	40
③	270	130	90	50
④	860	380	290	200



注１．「労働力調査2023年平均」、「令和４年公的年金加入状況等調査」、「令和４年就業構造基本調査」、「令和３年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したもの。
注２．斜体字は、「令和３年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。
注３．学生等には、雇用契約期間２ヶ月以下の者（更新等で同一事業所で２ヶ月以上雇用されている者は除く）が含まれている。
注４．通常の労働者の週所定労働時間は、「令和５年就労条件総合調査」における労働者１人平均の値（39時間04分）としている。

今回の制度改正の主要項目（1）

・**「適用拡大」**のポイントは、

①短時間労働者の**賃金要件撤廃。**

②**企業規模要件**を令和17年までをかけて段階的に撤廃。

③5人以上の個人事業所の**非適用業**種解消（既存事業所は、当分の間、適用しない）。

・以下のような重要な意義に鑑み、拡大加速を。

①短時間労働者等が報酬比例部分を受給できるようにして、**低年金者**を減らす。

②5人未満個人事業者等には、フルタイムでも1号の労働者。厚生年金の**所得再分配（報酬比例の保険料である一方で、給付に定額部分）効果**を及ぼすべき。

③**事業主負担のない「安い労働」（労働の一物二価）**があることで、経済に歪み（社会保障制度が非正規雇用を後押しする形）。

今回の制度改正の主要項目（2）

・「在老」の基準額を50万から62万円に引き上げ。

・65歳以上で、それまでに培ったスキルを活かしつつ60代前半並みの収入を得る人は増えることから、労働市場の「歪み」は解消されない。**本来、廃止が適当。**

―― 定年後再雇用（賃金大幅減）とは異なるイメージの、相応の収入のある就業が増加。

今回の制度改正の主要項目（3）

Ⅰ３　遺族年金の見直し

改正のねらい

○ 遺族厚生年金を、女性の就業率上昇等の社会変化に合わせ、男女問わず受給しやすくします。

○ 遺族基礎年金を、子ども自らの選択によらない事情に関わらず、受給しやすくします。

〔遺族厚生年金における支給要件や給付内容を改正〕

※ 既に受給権を有する方、60歳以降の高齢の方、20代から50代の18歳未満の子のある方には現行制度の給付内容を維持。

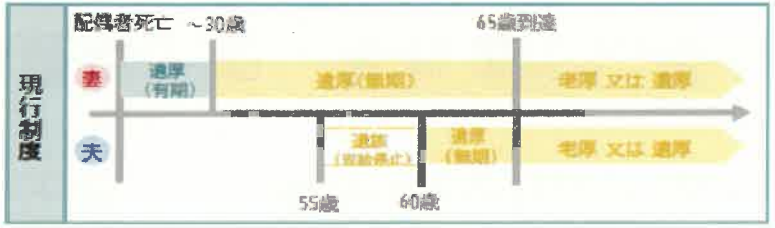
○ 男女ともに受給しやすくし、原則５年の有期給付に

○ 低所得など配慮が必要な方は最長65歳まで所得に応じた給付の継続

○ 有期給付の場合の加算や配偶者の加入記録による自身の年金の増額

○ 女性のみの加算を廃止（25年かけて段階的に縮小）

遺厚：遺族厚生年金、老厚：老齢厚生年金、緑：有期の給付、青：無期の給付



法改正

赤：今回改正



〔遺族基礎年金における支給要件を改正〕

子に対する遺族基礎年金が、子ども自らの選択によらない事情により、支給停止されないようにする。

被保険者死亡以降の配偶者や子の状態	子に対する遺族基礎年金
配偶者が子の生計を維持し、死別後に再婚	支給停止　→　新たに支給
死亡者との生計維持関係の確認に用いる収入基準(850万円)を超える配偶者が子の生計を維持	
直系血族（又は直系姻族）の養子となる	
（生前に既に両親が離別しており、）子の生計を維持していた被保険者が死亡した後、元配偶者が子を引き取る	

※ 上記の事例はすべて、配偶者が遺族基礎年金を受けられないこと等により、子が遺族基礎年金を受給できる可能性がある。

今回の改正の影響を受けない方

遺族厚生年金

- 既に受給権を有する方
- 60歳以降の高齢の方
- 20代から50代の18歳未満の子のある方

第25回社会保障審議会年金部会
2025年６月30日
資料１

今回の制度改正の主要項目（4）

Ⅰ４　厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

改正のねらい

○　保険料と給付の算定に用いる「標準報酬月額」の上限を超える収入の方は、実際の賃金に占める保険料の割合が他の方よりも低くなっています。賃金上昇の継続を見据え、世代内の公平のためにも、上限に該当されていた方に、本来の賃金に応じたご負担をいただき将来の給付を手厚くします。

- 新しい「標準報酬月額」に該当する方は、足下の保険料とともに将来の年金額が増加します。
- 厚生年金制度の財政が改善することで、年金額の低い方も含めた厚生年金全体の給付水準も底上げされます。

〔保険料と給付の計算に用いる「標準報酬月額」の上限を引上げ〕

標準報酬月額の上限を、65万円から75万円に３年間かけて段階的に引上げ

※実施時期：68万（2027年９月）、71万（2028年９月）、75万（2029年９月）

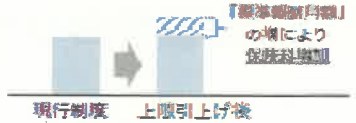
報酬月額 ※賞与除く賃金	標準報酬月額	該当者の保険料の変化 【 】内は実質的な負担増額	年金額（2024年度価格） ※1年間該当した場合の概算額
63.5万円 ~66.5万円	65万円	59,475円→59,475円 【実質＋０円/月】	65歳時点の平均余命 男性：19.52年　女性：24.38年
66.5万円 ~69.5万円	68万円	59,475円→62,220円 【実質＋約1,000円/月】	＋約150円/月（終身） ※10年間該当：＋約1,500円
69.5万円 ~73.0万円	71万円	59,475円→64,965円 【実質＋約3,700円/月】	＋約300円/月（終身） ※10年間該当：＋約3,000円
73.0万円~	75万円	59,475円→68,625円 【実質＋約6,100円/月】	＋約510円/月（終身） ※10年間該当：＋約5,100円

今回改正

※　実質的な負担増額は、社会保険料控除を考慮したもの（限界税率は所得税23%・住民税10%と仮定）

○保険料（標準報酬月額×保険料率×1/2）

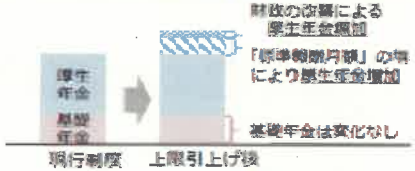
・上限引上げの対象者
⇒　保険料・年金額ともに増加

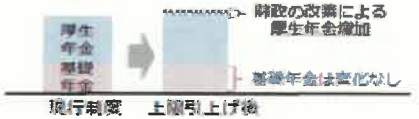


・上限引上げの対象でない者
⇒　年金額のみ増加

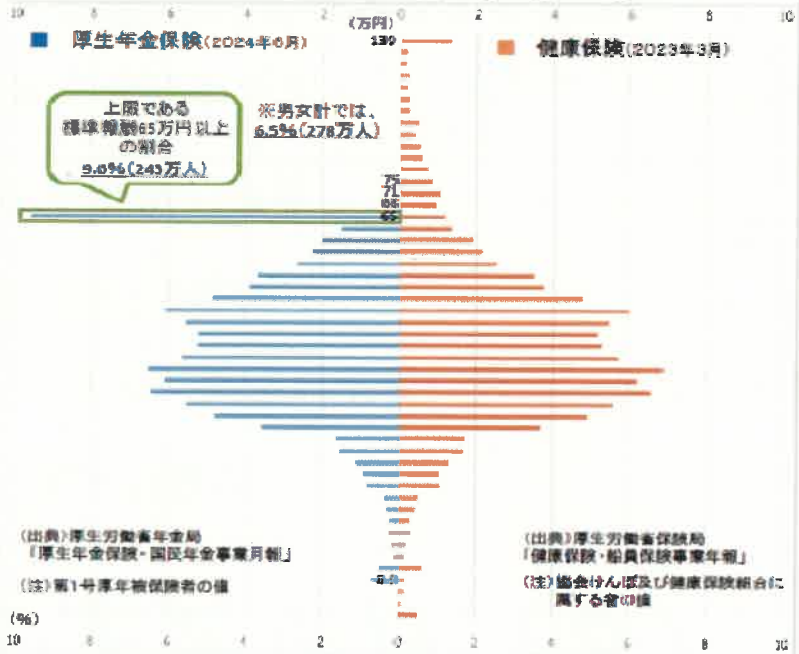


○年金額（標準報酬月額等に応じて算出）





【標準報酬月額別の被保険者数分布割合（男性）】



※　今回の見直しによる給付水準への影響は+0.2%（厚生年金）

6

第25回社会保障審議会年金部会
2025年６月30日　資料１

今回の制度改正の主要項目（5）

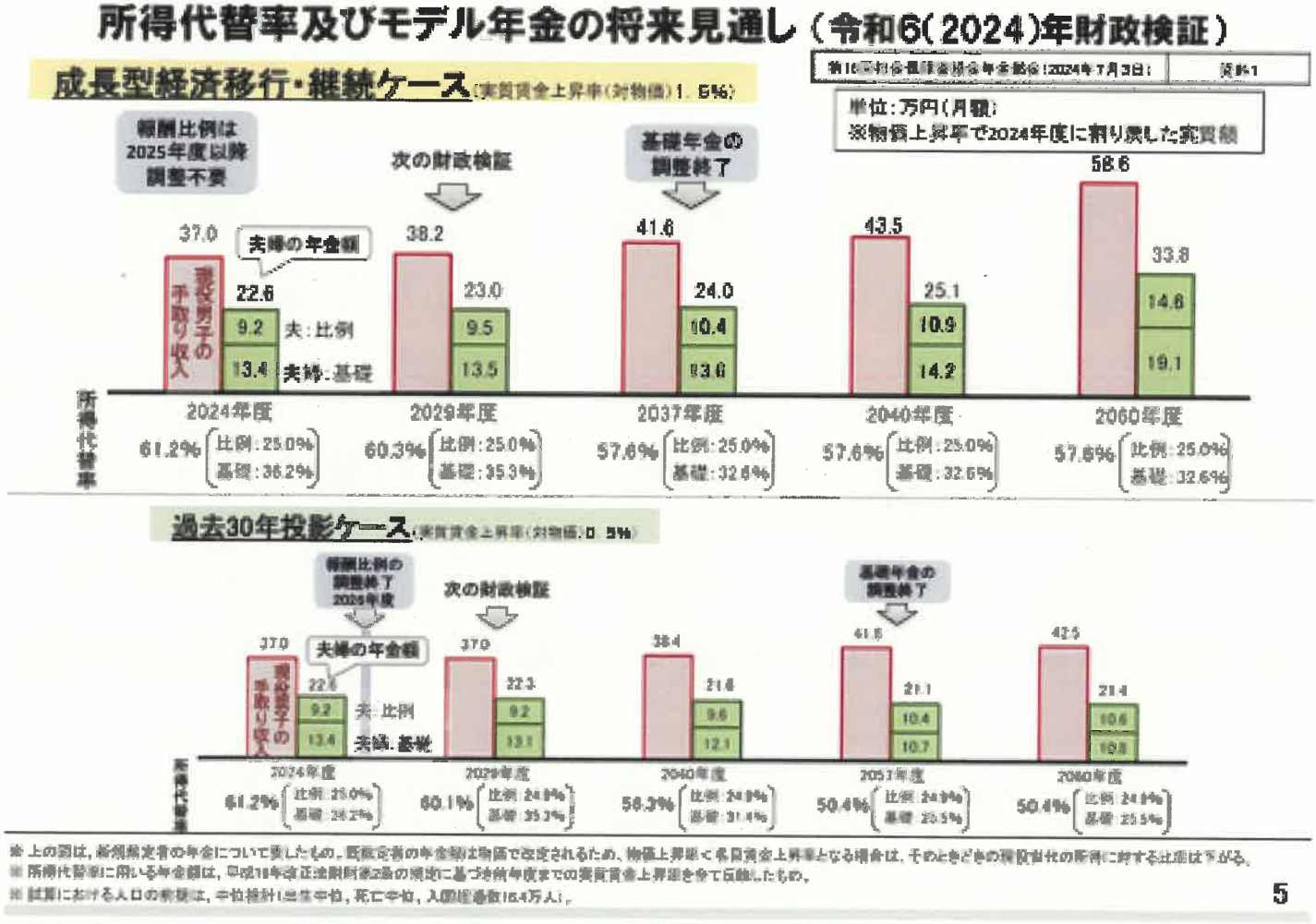
・**「将来の基礎年金の給付水準の底上げ」**は、議論が錯綜。

・**本来は、45年加入が望ましい対応。しかし、5年間の保険料支払いが先行することから、「100万円の負担増」のネガティブイメージが拡散。**

第16回年金部会（2024年7月3日）での橋本年金局長ご発言

「とりわけ基礎年金の45年化・・・最も自然なやり方であり、これによって年間約10万円年金額が増加する優れた方策・・。・・・約100万円の保険料を追加的に・・・。このことを捉え、５年間で100万円の保険料負担の増加だけを切り取った報道や、ネット上での批判・・・。・・・、負担増と給付増はセットであるということをあらゆる場を通じて繰り返し説明し、アピールしてまいりましたが、残念ながら・・・。力不足をおわびしたいと思います。」

年金は減るのか（1）


所得代替率及びモデル年金の将来見通し（令和6(2024)年財政検証）
成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率（対物価）1．6%）
報酬比例は2025年度以降調整不要
次の財政検証
基礎年金の調整終了
単位：万円（月額）
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額
夫婦の年金額
現役男子の手取り収入
夫：比例
夫婦：基礎
37.0
22.6
9.2
13.4
38.2
23.0
9.5
13.5
41.6
24.0
10.4
13.6
43.5
25.1
10.9
14.2
58.6
33.8
14.6
19.1
2024年度
2029年度
2037年度
2040年度
2060年度
所得代替率
61.2%（比例：25.0% 基礎：36.2%）
60.3%（比例：25.0% 基礎：35.3%）
57.6%（比例：25.0% 基礎：32.6%）
57.6%（比例：25.0% 基礎：32.6%）
57.6%（比例：25.0% 基礎：32.6%）
過去30年投影ケース（実質賃金上昇率（対物価）0．5%）
報酬比例の調整終了 2025年度
次の財政検証
基礎年金の調整終了
夫婦の年金額
現役男子の手取り収入
夫：比例
夫婦：基礎
37.0
22.6
9.2
13.4
37.0
22.3
9.2
13.1
38.4
21.8
9.6
12.1
41.8
21.1
10.4
10.7
42.5
21.4
10.6
10.8
2024年度
2029年度
2040年度
2051年度
2060年度
所得代替率
61.2%（比例：25.0% 基礎：36.2%）
60.1%（比例：24.9% 基礎：35.2%）
58.3%（比例：24.9% 基礎：33.4%）
50.4%（比例：24.9% 基礎：25.5%）
50.4%（比例：24.9% 基礎：25.5%）
※上の図は，新規裁定者の年金について表したもの。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
※所得代替率に用いる年金額は，平成16年改正法附則第2条の規定に基づき各年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。
※試算における人口の前提は，中位推計（出生中位，死亡中位，入国超過数16.4万人）。
5

年金は減るのか（2）

・**所得代替率は下がる**一方で、**実質の実額**では、所得代替率ほどには減らないか、あるいは、増える。

・「年金が減る」の定義は難しい。財政検証に関する法の規定は、所得代替率を重視。

・**今、「減る」と聞かされた国民**は、今の生活水準を基準に受け止めるだろう。しかし、所得代替率は、将来の現役の賃金（将来の生活水準）が基準。

・日本人が若返り、また、就業を高齢者になっても継続する傾向がある中、**65歳より先まで就業することで給付水準を無理なく上げる方法がある**ことを過不足なく伝える言語が不足。

70歳まで誰もが働く時代の公的年金

・分布推計の年金額は65歳時点の受給額。

⇒70歳まで働けば、報酬比例部分が5年分増加。

⇒加えて、70歳迄繰り下げれば1.42倍。

⇒さらに、70代前半をパートタイムで就業 and/or iDeCo等を活用した老後資産によって、75歳迄繰り下げれば、1.84倍。

⇒**70歳までの employability 確保と数年分の老後資産形成によって、夫婦で50～70万円程度の年金生活を展望し得る。**

過去半世紀の玉木個人の経験（1）

・1982－84年、ロンドンに留学。**「ひどい国」、「英国病の本家」**だった。

・1990年代半ばまで、貿易摩擦（強すぎる競争力）が大問題だった。

——　1980年代後半のバブル期の日本経済、日本企業はまさに「無敵」。

・労働市場では根本的な変化が起きつつあり、また、資本市場の機能は大きく改善している。**経済の非効率が是正されつつあるのかもしれない。**

過去半世紀の玉木個人の経験（2）

・過去30数年、経済成長はごく緩やかだったが、**生活水準（GDPにカウントされない「安心」などを含む）**は、大きく上がっている。

＜交通事故死者数（人）＞

1970年	16,765
1990年	11,227
1995年	10,684
2024年	2,663

もしかすると・・・

「若いってすばらしい」（1966年）（槇みちる）

あなたに笑いかけたら
そよ風がかえってくる
だから
ひとりでもさみしくない
若いってすばらしい

あなたに声をかけたら
歌声がきこえてくる
だから
涙さえすぐにかわく
若いってすばらしい

夢は両手にいっぱい
恋もしたいの
やさしい気持ちになるの
ああ　誰かがあたしを呼んでいる

あなたがいつか言ってた
誰にでも明日がある
だから
あの青い空を見るの
若いってすばらしい

インフレーションという新たな要素

・賃金と物価が上がっていくインフレーションが定着する可能性がある。

・**公的年金は賦課方式。インフレーションがあれば、賃金に比例する保険料は自動的に増加。これを給付の物価連動に充当することは、さほど困難ではない。**

・他方、既に蓄積した資産をインフレに負けないリターンで運用することは、容易でない。まして、認知能力が低下したら・・・。

・**ライフプランニングのインフレ耐性を高めるために、私的年金等を先に使って公的年金を繰り下げる（インフレ連動する収入を増やす）という戦略（WPP）の有効性が向上。**

何はともあれ、出生の減少は大問題

・高齢者や女性の就業増加には天井がある。

・仮に、今、出生がゼロになったら、80年後には80歳未満はいない。

・**出生の減少は、深い問題。社会保障だけ、ましてや年金だけの問題ではない。**

——　企業が子育て環境の改善で競う時代へ。

——　女性が男性を選ぶ基準が変わる？

「子育てってすばらしい」

になるような工夫を。

ご清聴ありがとうございました